

# 雫石町地球温暖化対策実行計画

(第 期計画概要版)

平成 18 年 6 月

雫 石 町

## 1 地球温暖化対策の必要性

### (1) 地球を包む温室効果ガス

地球の表面には窒素や酸素などの大気を取り巻いています。

地球に届いた太陽光は地表での反射や輻射熱として最終的に宇宙に放出されますが、大気が存在するので、急激な気温の変化が緩和されています。とりわけ大気中の二酸化炭素は0.03%とわずかですが、地表面から放射される熱（赤外線）を吸収し、地表面に再放射することにより、地球の平均気温を摂氏15度程度に保つのに大きな役割を演じています。こうした気体は温室効果ガスと呼ばれます。

18世紀後半頃から、産業の発展に伴い人類は石炭や石油などを大量に消費するようになり、大気中の二酸化炭素の量は200年前と比べ30%程増加しました。これから人類が同じような活動を続けるとすれば、21世紀末には二酸化炭素濃度は現在の2倍以上になり、この結果、地球の平均気温は今より1.4～5.8度上昇すると予測されています。

温室効果ガスには、二酸化炭素のほかメタンやフロンなどがありますが、とりわけ、フロンなどの人工の化学物質は二酸化炭素より温室効果が強く、微量でもその影響が懸念されています。地球の温暖化は二酸化炭素やフロンなどが原因であり、これは人為的な活動に起因することは疑いの余地はありません。

### (2) 気温が上昇すると

気温が1.4度上昇すると私たちにどのような影響があるのか、なかなか実感しにくい面があります。しかし、これまでの経験では、かつてない猛暑だと言われた年でさえ平均気温は平年より約1度高かっただけです。このように、わずかな気温の上昇によっても大きな影響が現れてきます。

温暖化が進むと、日本では、これまでに食べてきた美味しいお米がとれなくなり、病虫害の懸念も増大します。漁獲量にも影響が出ます。暖水性のサバやサンマは増える一方、アワビやサザエ、ベニザケは減少するとみられます。また、日本南部はマラリア感染の危険性が増し、北海道や東北ではゴキブリなどの害虫が見られるようになると考えられます。都市部ではヒートアイランド現象に拍車がかかり、海岸線では砂浜が減少し、また、高潮や津波による危険地帯が著しく増大します。

地球規模で見ると、海面が上昇して数多くの島々が海に沈みます。特に、マーシャル諸島や低地の多いバングラデシュでは大きな被害が出ます。また、温暖化は異常気象を招き、地球上の各地で水の循環が影響を受けます。この結果、洪水が多発する地域がある一方、渇水や干ばつに見舞われる地域も出てきます。こうした気候変動は世界的な農産物の収穫にも大きな影響を与え、国際相場が大きく変動します。とりわけ食料依存度の高い日本への影響が心配です。

### (3) 私たちにできること

日本における温室効果ガスの排出は、大半が産業活動に起因しています。とりわけ二酸化炭素の排出はエネルギー需要に左右される面が大きく、このため、産業界における徹底した省エネやエネルギー転換などが進められ、これからもより積極的な対策が期待されます。政府はこうした活動を支援し、さらに自然エネルギー利用などを促進するため、経済的なインセンティブの導入などを積極的に推進しようとしています。

一方、日本経済を根底で支えているのは私たち国民の一人一人であり、温暖化を防止するためには、私たちのライフスタイルを変革することが不可欠となります。できるだけ不必要なものを買わず、大事にものを使い、再利用やリサイクルを心がけることは大変重要なことです。また、節電したり、外出時の車利用を自転車や公共機関に切り替えたりする努力も必要です。要は、生活の中でできるかぎり資源・エネルギーの無駄使いを排除し、再利用やリサイクルを推進していくことが、循環型社会を構築し地球温暖化を防止する基本となります。

## 2 本計画の目的

地球温暖化の対策として、国際的には「国連気候変動枠組条約」が、1992年5月に国連で採択され、同じ年の国連環境開発会議（地球サミット）開催中に日本など155カ国が署名し1994年に発効しました。この条約の中では、温暖化を引き起こす温室効果ガスが大気中にどのくらいまでの量なら、危険なレベルにならずにすむか基準を設け、条約に同意した各国が具体的な取組に向けて話し合い、協力を推進するよりどころとなっています。1997年12月には、地球温暖化防止京都会議（COP3）が開催され『京都議定書』が採択されました。この中で、日本には、温室効果ガスの総排出量を「2008～2012年」の第1約束期間に1990年に比して6%削減するという目標が定められています。その後、各国の締結手続きを経て、2005年2月16日『京都議定書』が発効しました。

このような国際的動向から、日本では1998（平成10）年10月「地球温暖化対策の推進に関する法律」が公布され、1999（平成11）年4月に施行されています。

本計画の目的は、「地球温暖化対策の推進に関する法律第8条（地方公共団体の事務及び事業に関する実行計画等）」に基づき、雫石町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出削減に努め、地球温暖化対策の推進を図り、地球環境の保全に寄与することにあります。

### 3 温室効果ガス排出状況と第 期計画のまとめ

#### (1) 温室効果ガス排出状況

基準年（11年度）と計画期間（13年度～16年度、17年度は未集計）の  
温室効果ガス排出状況

単位：kg-CO<sub>2</sub>

区分	排出量調査値						16年度			
	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	対基準年%			
施設の調査	電気使用料	2,158,898	2,230,288	2,366,682	2,409,782	2,452,428	2,373,405	9.9		
	燃料購入									
	灯油	394,333	547,187	484,055	536,452	529,218	545,640	38.4		
	A重油	877,220	943,386	859,487	868,840	833,085	770,717	12.1		
	LPG	78,159	79,253	142,296	137,411	133,748	114,478	46.4		
	一般廃棄物焼却	98,238	102,149	104,642	99,621	90,549	90,552	7.8		
うち廃プラ焼却	3,347,598	3,230,766	3,514,412	3,247,866	2,581,231	3,382,170	1.0			
組織の調査	燃料購入									
	ガソリン	71,672	71,771	86,462	89,002	87,182	93,495	30.4		
	軽油	251,287	334,239	253,684	262,141	246,878	282,682	12.5		
	LPG	0	0	0	0	0	0	-		
	自動車走行	ガソリン・LPG	普・小乗用車	1,111	1,094	1,338	1,450	1,386	1,405	28.2
			軽自動車	37	20	391	430	507	409	
			普貨物車	61	0	122	127	81	157	
			小貨物車	116	89	68	67	71	47	
			軽貨物車	435	541	361	342	198	217	
			特殊用途車	188	87	263	281	207	464	
			軽油	普・小乗用車	181	190	50	37	42	
	普貨物車	516	564	367	278	291	224			
	小貨物車	219	239	18	21	22	23			
	特殊用途車	1,088	1,134	1,849	1,879	1,761	1,954			
	カーエアコン使用	3,731	4,277	5,551	5,824	6,006	6,381	73.0		
カーエアコン廃棄	7,800	0	0	0	520	0	-			
合計	7,292,888	7,547,274	7,822,098	7,661,851	6,965,411	7,664,481	5.09			

#### (2) 第 期計画のまとめ

- 平成16年度の排出量は、17年度目標値(7,001.2 t-CO<sub>2</sub>)を約660 t上回っており、さらに8.7%の削減が求められます。
- 平成13年度以降、町の事務・事業により排出された温室効果ガスの総量は減少傾向で推移していましたが、平成16年度は一転して増加しました。
- 増加の原因は、減少の傾向にあった一般廃棄物焼却による排出量が大きく増加した(801 t-CO<sub>2</sub>)ことが上げられます。しかし、一般廃棄物焼却量の全量は16年度も前年度より減少しており、一般廃棄物に混入する廃プラスチック含有量の増加が原因といえます。
- 毎年増加していた電気の使用による排出量が、初めて減少しました。
- 暖房用燃料による排出量は、冬期の気温の高低に追随するとされていますが、16年度は冬期の気温が前年より低かったにもかかわらず、燃料購入量による排出量は減少し

ました。

- 自動車使用による排出量は、走行距離の増加に比して燃料の購入量の増加量が少なくなっており、ハイブリット化、高燃費車の導入、アイドリングストップ等の省エネ活動の効果が見えます。
- 調査開始以降、庁舎外施設を除いた役場庁舎・小中学校・清掃センターの各施設では基準年（11年度）を下回る実績をあげた年があり、各施設の努力を結集することにより、目標値の達成は可能と考えられます。

#### 施設別排出量の推移

単位：t-CO<sub>2</sub>

年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
役場庁舎	591.5	645.2	<b>568.8</b>	596.7	<b>569.6</b>	611.8
小中学校	1,067.6	1,134.5	1,138.4	1,170.7	1,132.0	<b>1,016.7</b>
清掃センター	3,876.4	<b>3,815.8</b>	4,096.7	<b>3,826.7</b>	<b>3,135.4</b>	3,942.3
庁舎外施設	1,757.4	1,951.8	2,018.1	2,067.7	2,128.4	2,093.7

## 4 第 期計画の目標

### (1) 計画の期間

第 期計画は対象期間を平成 18 年度から平成 22 年度とします。

### (2) 計画の目標

数値目標は、平成 11 年度を基準年として、平成 13 年度から削減に取り組み、平成 16 年度までの削減状況を勘案しながら、温室効果ガスの総排出量と、個別項目の目標を設定します。本計画では、数値目標の達成年次を平成 22 年度とします。

#### 温室効果ガス排出量の削減目標

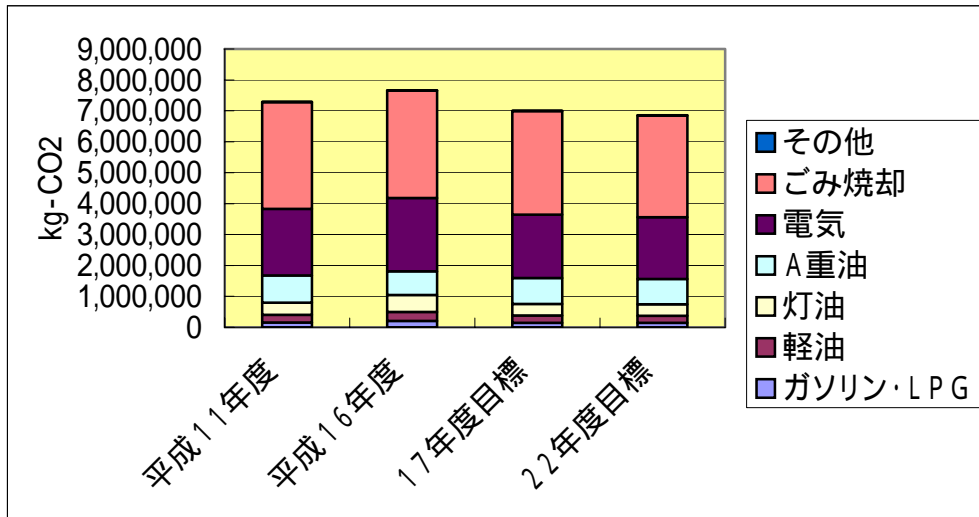
取組項目	数値目標
温室効果ガス総排出量	11年度より6.0%以上削減する。

#### 個別項目の目標

取組項目	数値目標
電気使用量	11年度より7%以上削減する。
重油、石油、都市ガスの使用量	11年度より7%以上削減する。
自動車燃料（軽油・ガソリン）の使用量	11年度より7%以上削減する。
ごみ・廃プラスチックの焼却量	11年度より5%以上削減する。

温室効果ガス排出量と削減目標量及びグラフ 単位：kg - CO<sub>2</sub>

項目	平成11年度	平成16年度	17年度目標	22年度目標	削減率
ガソリン・LPG	151,779	210,672	144,190	<b>141,721</b>	-7.0%
軽油	253,291	284,944	240,626	<b>235,561</b>	-7.0%
灯油	394,333	545,640	374,616	<b>366,730</b>	-7.0%
A重油	877,220	770,717	833,359	<b>815,815</b>	-7.0%
電気	2,158,898	2,373,405	2,050,953	<b>2,007,775</b>	-7.0%
ごみ焼却	3,445,836	3,472,722	3,342,460	<b>3,276,990</b>	-5.0%
その他	11,531	6,381	10,954	<b>10,724</b>	-7.0%
合計	7,292,888	7,664,481	7,001,172	<b>6,855,315</b>	-6.0%



## 5 実行計画の取組項目

### (1) 取組み推進の基本的な考え方

次のような方針で、温室効果ガス削減のための取組みを、進めていくこととします。

職員の取組みで削減できる項目・町民の協力が必要な項目

平成 16 年度には、温室効果ガス排出量のうち、町の事務・事業活動によるものが 48.6% を占めていて、それ以外の住民が排出するごみの焼却によるものが残りの 51.4% を占めています。このため、実行計画の策定に当っては、町独自の取組みと、住民の協力による取組みとを区別して目標や取組み方針などを検討することとします。

取組みリストに基づき各課（所）ごとに話し合っ進めていく。

温室効果ガスの削減は、日常の事務・事業活動のなかで職員一人ひとりの自覚と努力により、少しずつ積み上げ進めていくことが目標の達成につながります。

取り組むべき項目は、各課（所）によって事情が違いますので、本編の「個別取組み項目」に掲げたりストを基に話し合いながら、それぞれに適した方法で取組みを進めていくこととします。

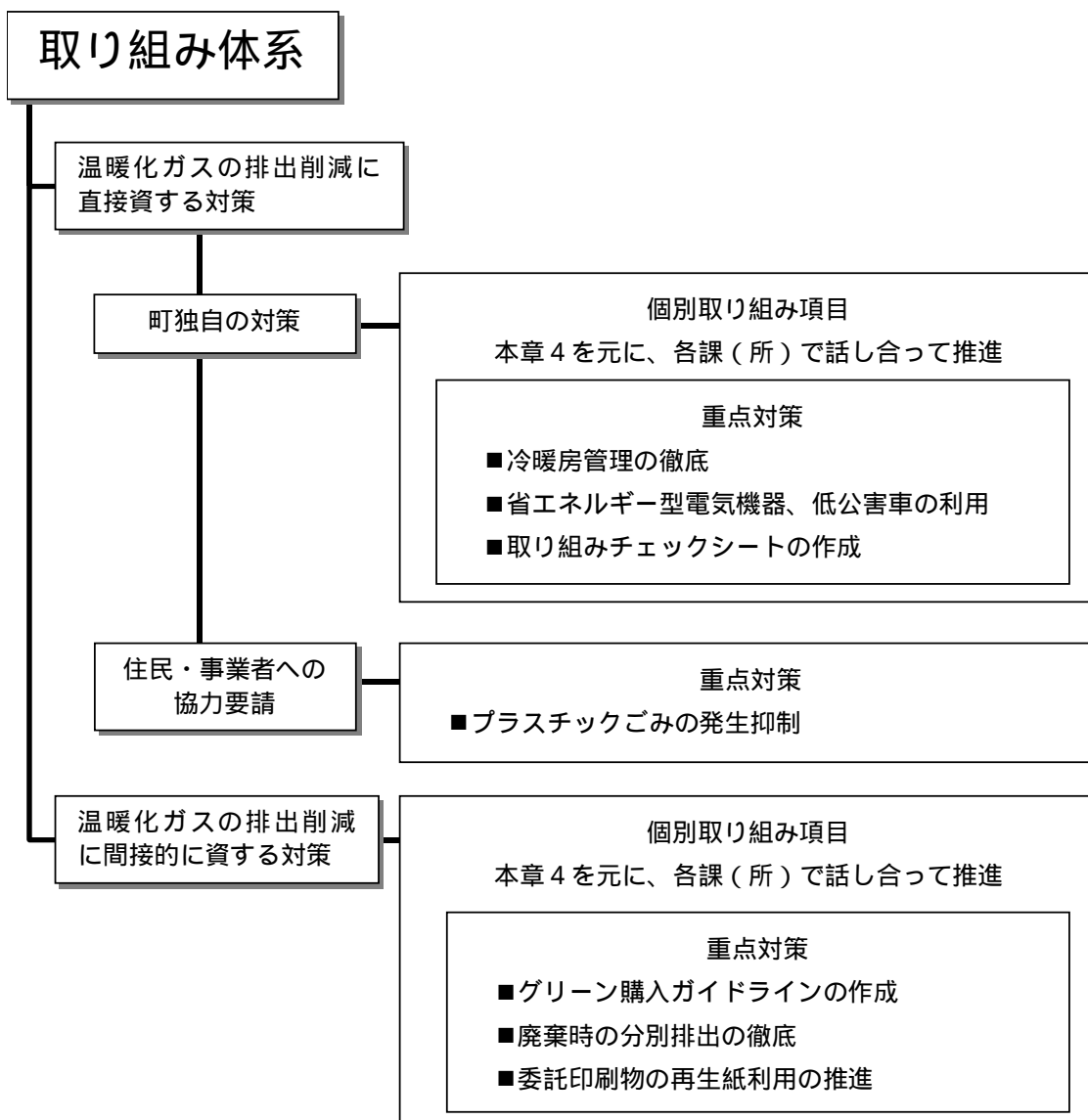
効果的な取組み項目については、全庁で共通認識を持ち、重点的に進めていく。

本町の事務・事業に関する温室効果ガス排出の特性を考え、特に全庁的に進めたほうがよい項目については、「重点対策」として進めることとします。

### (2) 取組みの体系

温室効果ガスの排出削減対策については、町の事務・事業活動の対策と、住民や事業者への協力要請によりプラスチックごみの発生を抑制する対策とに分けて考えることとします。

また、個別の対策については、本編の「個別取組み項目」を基本として、各部署、施設でそれぞれの状況に応じた自発的な取組みを進めるものとし、全体的に見て効果が期待される重点対策を、共通の取組みとして掲げることとします。



取り組み体系図

### (3) 重点的な取り組み項目

重点的な取り組み項目は、以下の通りです。

#### 重点対策1：冷暖房管理の徹底

全体的な電気使用量については、冬季の使用量削減がポイント

エアコンの場合、1度の温度の上げ下げで、10%の電気使用量の削減になるといわれています。本町は地域特性上、特に冬季の電気使用量が多くなっていますので、暖房温度の適正管理を徹底します。

また施設によっては、重油についても同様のことがいえます。

#### 重点対策 2：省エネルギー型電気機器、低公害車の導入

##### 省エネルギー型電気機器、低公害車の導入推進による温暖化ガスの削減

電気をこまめに消すなどの環境配慮行動は、今後とも引き続き推進する必要があります。これに加え OA 機器をはじめとする電気機器そのものを逐次省エネルギー型に変えていくことも必要です。また、役場の事務・事業では、自動車（軽油）の使用による温暖化ガスの排出量を減らすために、燃費の良い、低公害型の車両に逐次置き換えます。

#### 重点対策 3：取り組みチェックの必要性

##### 各部署、施設で活用できる電気・石油資源等の利用状況のチェックシートが必要

電気やガス、水道、ガソリンの使用量については、全体的な把握とともに、各部署や施設での個別管理が進められてきています。

今後、各部署・施設でそれぞれのエネルギー使用の特徴に応じて、自発的な取り組みを推進していくために、その活動の成果をチェックできるチェックシートを作成し活用を図ります。

#### 重点対策 4：プラスチックごみの発生抑制

##### プラスチックごみの削減については、住民に対する排出抑制・分別の徹底などの推進が必要

ごみの焼却については、その主なCO<sub>2</sub>発生源であるプラスチック類の削減が重要なポイントとなります。

すぐに実行できる対策としては以下が挙げられます。

分別の徹底を住民に呼びかけ、プラスチック製容器・包装の回収を促進する。

学校や地域社会のなかで、排出削減の PR を行い、回収を促進する。

買い物袋の持参運動などにより、レジ袋の削減を促進する。

また、容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）に基づくプラスチック容器包装廃棄物の分別収集は、平成 17 年度の分別収集計画に導入したので、計画に沿った分別収集を行います。

#### 重点対策 5：グリーン購入ガイドラインの作成

##### グリーン購入指針など、全庁で活用できる指針・ガイドライン等の作成

各部署や施設で意識的に取り組まれるようになりましたが、今後も積極的に取り組んでいく必要があります。

したがって、グリーン購入ネットワーク（民間団体）などが作成しているガイドラインを活用するなど、グリーン購入（省エネルギー型機器の購入も含む）を進めます。

これにより、温室効果ガスの排出削減に直接つなげていきます。

#### 重点対策6：事務・事業活動における廃棄時の分別排出の徹底

##### 廃棄時の分別排出の徹底

物品を消費した後、再利用できるものを販売店に返却したり分別し資源として回収を行うなど、日常業務の中で比較的取り組まれている項目です。

これにより、町施設を訪れる住民や児童に対する啓発効果も期待できますので、引き続き、役場庁舎内・学校・病院・公民館など、すべての町施設で分別排出を徹底します。

#### 重点対策7：委託印刷物の再生紙利用の促進

##### 委託印刷物の再生紙利用の促進

町で使用しているコピー用紙については、再生紙の利用が徹底されてきましたが、外部委託印刷物についても、発注時に仕様に加えるなどして、積極的な利用を進めます。

また、各部署・施設では、用紙の使用量をチェックして節減を図ります。